

国民健康保険税課税限度額及び均等割額軽減対象所得基準の改正案について

1 改正の概要

令和元年12月20日閣議決定された税制改革大綱において、以下の理由から国民健康保険税課税限度額（医療給付分・介護納付金分）の引き上げ及び均等割額軽減対象所得基準の引き上げが、令和2年4月1日から施行される予定となった。

(1) 高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、保険税負担の上限を引き上げずに、保険税率の引上げにより必要な保険税収入を確保することとすれば、高所得層の負担と比較し、中間所得層の負担がより重くなる。

一方、保険税負担の上限を引き上げることとすれば、高所得層の方により多く負担いただくこととなるが、中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定が可能となる。

(2) 被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%から1.5%の間となるよう法定されており、被用者保険におけるルールとバランスを考慮し、当該世帯割合が1.5%に近づくよう段階的に見直しを行っているもの。

2 課税限度額の改正

改正内容

医療給付分：61万円→6.3万円（2万円増）、令和元年12月議会において58万円→61万円（3万円増）議決済

後期高齢者支援金等分：19万円（改正なし）

介護納付金分：16万円→1.7万円（1万円増）

3 均等割額軽減対象所得基準の改正

改正内容

【改正前】

区 分	世帯（被保険者と特定同一世帯所属者）の合計所得
5割軽減	33万円＋（ <u>28万円</u> ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計数）
2割軽減	33万円＋（ <u>51万円</u> ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計数）

【改正後】

区 分	世帯（被保険者と特定同一世帯所属者）の合計所得
5割軽減	33万円＋（ <u>28万5,000円</u> ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計数）
2割軽減	33万円＋（ <u>52万円</u> ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計数）

※ 被保険者には擬制世帯主を含む。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入しており、平成20年4月以降に後期高齢者医療制度へ移行した者。

4 市の対応について

令和元年国立市議会第4回定例会において、医療給付分の課税限度額を58万円から61万円へ3万円増額の改正をさせていただきました。今回の改正予定を全額行うと合計で6万円の増額となるため、高額所得者とはいえ過重な負担を強いることとなることから、今回は介護納付金分の課税限度額16万円から17万円へ1万円増額の改正及び均等割額軽減対象所得基準の改正を行うことといたしたい。